

岩手県告示第785号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸船越漁港海岸船越地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成26年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也